

○條約和解之通

○橫文和解之通

○同音通

○同字通

○同音通

○別處(魯西)文和解

○同音照書

魯西亞修好條約 下田 締盟

甲寅十二月

卜 務 省

條約

甲寅十二月廿一日

日本國と魯西亜國と今より後懇切にして在事おらんことを欲して條約を定めんとすため

魯西亜ケイヅルを全權アチユタントゼネラルフ  
イースアトミラールエフイミユスフイチヤチンを  
差載し

日本大君を重臣筒井肥前守川路左衛門尉に任じて  
左の條を定む

第一條

今より後兩國永く眞實懇切して各其所領に於て



第五ヶ條

魯西亞私下田箱館へ渡來の時金銀品物を以て入用の品物を在する事をゆるげ

第六ヶ條

若止事を得ざる事ある時を魯西亞政府より箱館下田の内一港に官吏を差を雇ふ

第七ヶ條

若評定を待つき事ありて日本政府是を懸考し取計ふ

第八ヶ條

魯西亞人の日本國にある日本人の魯西亞國にある是を待つこと緩慢にして禁銅をすることあり然れ共若法を犯す者ありて是を取押へおき處するに各其本國の法度を以てする

第九ヶ條

兩國近隣の故を以て日本國にて向彼他國へ免を所の諸件を同時し魯西亞人も差免に雇ふ

右條約

魯西亞ケイツルと

日本大君能又を別紙に記すおとく取極め今より九

外務省  
今月の後小至りて都合次第下田小あるく取替を履  
一是よりく兩國の全權互小各判いた一條約中の  
事件是を守り双方聊違変ある事あり

安政元年甲寅十二月廿一日

筒井肥前守花柳  
川路左衛門尉花柳

條約漢字

外務省